

横浜市立図書館条例の一部改正について

1 改正の概要及び理由

- (1) 図書館資料と定義できない電子情報の複写サービスの開始に伴う文言の修正
 図書館が契約しているオンラインデータベース等（図書館資料に含まれない電子情報）については、現行の条例では複写対象が図書館資料に限定されているため、複写サービスを実施することができません。そのため、これらの複写サービスを開始するにあたり、複写対象の範囲を拡げる必要があります。
 （なお、複写については、提供事業者との契約等により許諾済です）。
- (2) カラー複写サービスの開始に伴う手数料の変更
 国立国会図書館が平成 26 年 1 月（予定）から開始するデジタル化資料送信サービスに伴う複写への対応のため、新たにカラー複写サービスを開始する必要があります。カラー複写は一般的な複写料金（コンビニコピー・他都市事例等）が 50 円～80 円程度のため、現行条例の範囲（40 円）ではカラー複写に対応できません。そのため、カラー複写サービスを実施するにあたり、条例で規定する複写手数料の上限金額を上げる必要があります。

2 改正の内容

現行	改正案
<p>(手数料)</p> <p>第3条 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、複写1枚につき<u>40円</u>の範囲内において教育委員会規則で定める額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 図書館資料(法第3条第1号に規定する<u>図書館資料</u>をいう。以下同じ。)及び契約等によりインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた情報の複写を依頼しようとする者は、複写1枚につき<u>100円</u>の範囲内において教育委員会規則で定める額の手数料を納付しなければならない。</p>
<p>(賠償責任)</p> <p>第8条 図書館の利用者が故意又は過失により<u>図書館の図書その他の資料</u>を亡失し、若しくは汚損し、又は施設若しくは設備を滅失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(賠償責任)</p> <p>第8条 図書館の利用者が故意又は過失により<u>図書館資料</u>を亡失し、若しくは汚損し、又は施設若しくは設備を滅失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。</p>

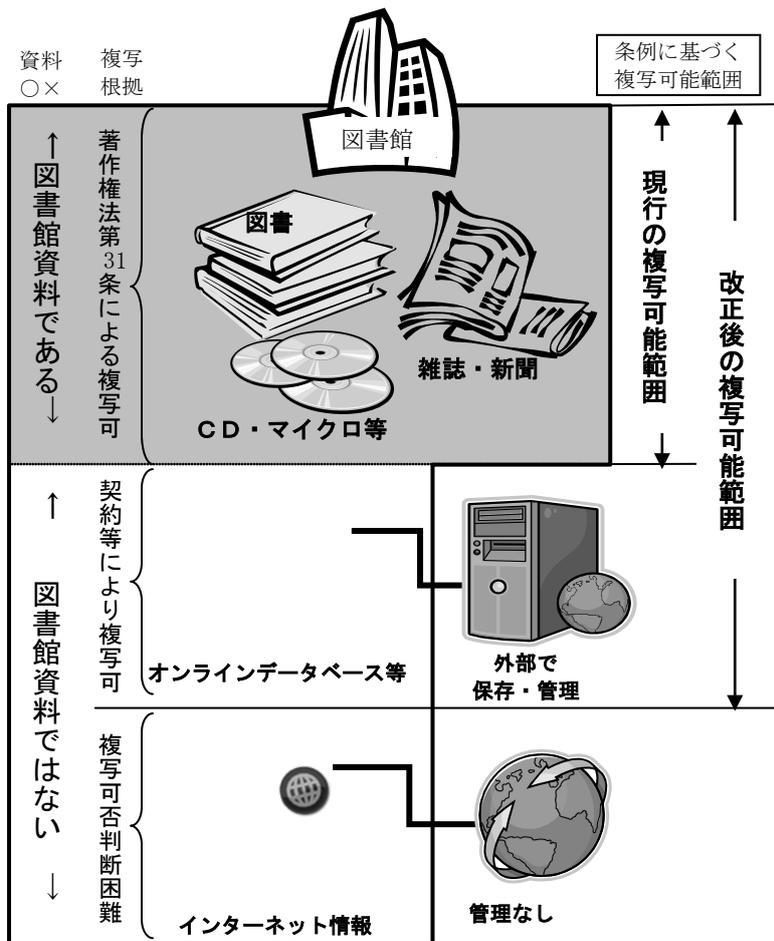
(参考) 図書館法第3条第1号

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

<参考>

・条例改正前後の複写サービス（イメージ）



・条例改正前後の複写料金（予定）

	複写料金（円） （1枚あたり）					
	図書・雑誌			電子情報		
	白黒 (全サイズ)	カラー (B4まで)	カラー (A3)	白黒 (全サイズ)	カラー (B4まで)	カラー (A3)
現行条例	10	×	×	×	×	×
条例改正後	10	50	80	10	50	80

※料金は横浜市立図書館規則により規定します。